

南小学校いじめ防止基本方針

令和6年5月24日最終改訂

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。児童および学校職員、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「どの学校でも、どの子にも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「南小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（3）学校としての構え

- ・「なりたい自分」を中心に自治的活動を推進することで、課題予防的生徒指導に取り組み、学校教育目標である「あたたかい心の花を咲かせ自分でつくりをすすめる子」を大切にした教育を進める。
- ・児童一人一人が学校生活の中で主体的に学習や活動に参加できること、学校生活を楽しいと感じられることが、いじめの未然防止ではなによりも大切である。
- ・安心できる「居場所づくり」と信頼できる「絆づくり」を推進することが、安心できる学校づくりにつながる。

- ・小さなことでも見逃さない意識を大切にし、いじめの認知件数を上げる。
- ・全教職員で全児童を見届け、指導する組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・事案が発生した際には全ての教育活動をストップさせてでも問題に向き合う。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら3ヵ月以上は必ず見届ける。
- ・学校運営協議会と連携し、様々な視点から児童の安心・安全な学校づくりに努める。

(4) いじめの「解消」の定義

- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヵ月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め、情況を注視し、期間が経過した段階で判断する。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談（本人や保護者）等により確認する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学校・学級づくり

- ・教育目標である「あたたかい心の花をさかせ自分づくりをすすめる子」の具現に向けて「3つの自慢(聞く・話す、掃除、歌声) 2つの習慣(あいさつ、くつそろえ)」の取り組みを児童が主体となって行い、自治力を高めることで課題予防的生徒指導を進める。
- ・どの児童も「なりたい自分」を設定し、目標達成に向かう中で自身の良さや持ち味に気づき、他者との関わりの中で自己有用感を高める。
- ・学級活動はもとより児童会で学級委員会を組織し「誰もが安心・安全に笑顔で生活する」を大切にする。いじめ問題について考える集会などに主体的に取り組むよう指導することで、いじめは絶対に許されないのでという学校風土づくりを進める。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命はかけがえのないことや人を傷付けることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・児童が教師に悩みを打ち明けられるような信頼関係を日ごろから構築することに努めるとともに、マイサポーター制度（キラキラサポーター）を活用し、児童が相談したい大人を選ぶなど、気軽に相談できる体制を整える。

(2) 「対話を大切にした授業」の推進

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・ハンドサインをいかし「わからない」「できない」という児童を大切にし、自己肯定感をもたせる指導を大切にする。
- ・挙手をしている児童への指名だけでなく、挙手できない児童への机間指導や意図的指名を大切にして、それぞれの児童の思考を捉えながら授業を進める。
- ・わけや根拠に着目した対話活動を行う。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。
- ・研究推進を中心とした汎用性のある学習体制や授業の工夫をする。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・「特別の教科道徳」の時間を要としながら、すべての教育活動の中で道徳教育を推進し、積極的に「いじめ問題」についても取り扱う。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、どの子にも命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・「心のバリアフリー教育」を推進し、互いを尊重しようとする態度を育成する。
- ・SOSの出し方に関する教育を積極的に推進し、心の健康保持に関する教育を大切にする。
- ・新型コロナウィルス感染症等、感染者への差別や医療従事者等への心ない言動等がないよう正しい判断力を身に付けさせる指導を推進する。

(4) いじめを許さない学校風土づくり

- ・児童がいじめを許さない学校風土をつくるために、教職員は、日常的な関わりの中でささいなことでも人を傷つける言動については毅然とした態度で対応するとともに、いじめの訴えに対しては、教職員が全力で対応することを児童に伝える。

(5) 郷土教育の充実

- ・地域の方との交流やふれあいの場を積極的に位置づけ、地域の方との心の触れ合いを大切にし、達成感や貢献感を味わえるようにする。

(6) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。

- ① 児童に自己存在感を与える
- ② 共感的な人間関係を育成する
- ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(7) 情報モラル教育の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・実際に起こった事例を挙げることで、他人事ではなく、自分にも十分に起こりうる出来事であるという認識がもてるよう指導を充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。
- ・眠育の学習と合わせて行うことで、家庭での生活を見直し、よりよい生活の仕方を考える。
- ・育友会総会、学級懇談会、生徒指導通信等を通じて保護者への啓発を随時していく。

(8) 幼保・小・中の引継ぎ

- ・幼稚園や保育園との情報については、サポートブック等を活用し、小学校と幼保で引継ぎ会を開催する。またその際には、必ず複数名が参加するよう留意する。
- ・あゆみ学園等、必要に応じて情報交流会を行い、積極的に情報を得るよう努める。
- ・小学校での情報については、個別の支援計画等を活用し、中学校への引継ぎを確実に行う。また、いじめ事案やトラブル等の引継ぎも確実に行い、進学後も見届ける体制がとれるようにしていく。

(9) 学校運営協議会との連携

- ・学校運営協議会において、いじめ未然防止における取組や課題等を具体的に共有し積極的な情報交流を行う。
- ・学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識が高まるよう、生徒指導通信等を活用し、学校での児童の生活の様子を積極的に地域に啓発していく。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 児童との信頼関係の構築

- ・教職員は、授業だけでなく様々な活動において児童とともに活動し、日頃の継続的な見守りや声かけを何よりも大切にすることで、信頼関係の構築に努める。
- ・「学級・学校・地域に居場所がある」ということが感じられるように、児童の思いを理解し、心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 教職員間での情報共有の徹底

- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、心のアンケートの実施、全児童との教育相談等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・週一回の終礼に児童理解研を位置づけ、児童のトラブルや様子について交流する。

(3) 教職員の研修の実施

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「生徒指導提要（R4.12 文部科学省）」「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」「生徒指導リーフ（国立教育政策研究所）」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるようにする。また、いじめのサインを見逃さない高い感性を磨く。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集

- ・定期的なアンケート（記名式）や無記名式のアンケートを実施し実態把握に努める。
- ・アンケート結果をまとめ、学校全体・学年全体の傾向をつかみ、学年主任を中心に学年経営の見直しや、今後の経営に生かす。
- ・3～6年生はハイパーQUによる分析を丁寧に行い、支援が必要な児童を見逃さず、適切な支援が必要な児童を把握し、全職員で支援する体制づくりを行う。

(5) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、初動を大切にし、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・マイサポーター制度（キラキラサポーター）の取組を通して、どの児童も安心して学校生活を送れる環境づくりをする。

(6) いじめに関する事案の報告

- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「5 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。

(7) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から高山市教育委員会や警察、飛騨子ども相談センター、要保護児童対策協議会、ひだ子ども家庭支援センター「ぱすてる」、こども家庭センター、主任児童委員、民生児童委員、学校運営協議会、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて関係機関と連携して解決に当たる。
- ・いじめ防止アドバイザーを活用し、深刻な重大事態に発展させないよう児童の安心・安全を守るとともに、いただいた指導・助言をもとに、具体的な取り組みを全校体制で実施していく。

(8) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側とともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・いじめの問題がこじれたりすることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・いじめの事実が保護者から確認された場合には、担任・学年主任・生徒指導が窓口となり、相談体制を築く。様々な方面から事実確認を十分に行なったうえで児童の指導に当たる。

4 いじめ事案への対処

(1) 組織で対応することの徹底

- ア. アンケート実施後には、その内容を担任のみが確認するのではなく、複数の目で情報を共有するような体制(ダブルチェック)を徹底し、いじめの兆候を見逃さないようにするとともに迅速に対応する。
- イ. いじめ(疑いを含む)を発見、または通報を受けた教職員は、一人で対応せず、直ちに管理職、生徒指導主事、学年主任等に報告し、組織でいじめを認知し、対応する。

- ウ. 校内の「いじめ未然防止・対策委員会」において、事案に対する学校としての指導方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にし、対応する。
- エ. 事案の対応にあたる教職員は、管理職に経過報告を確実に行うとともに、管理職については、対応の見届けを確実に行い、教職員間の連携を確実に機能させて対応する。

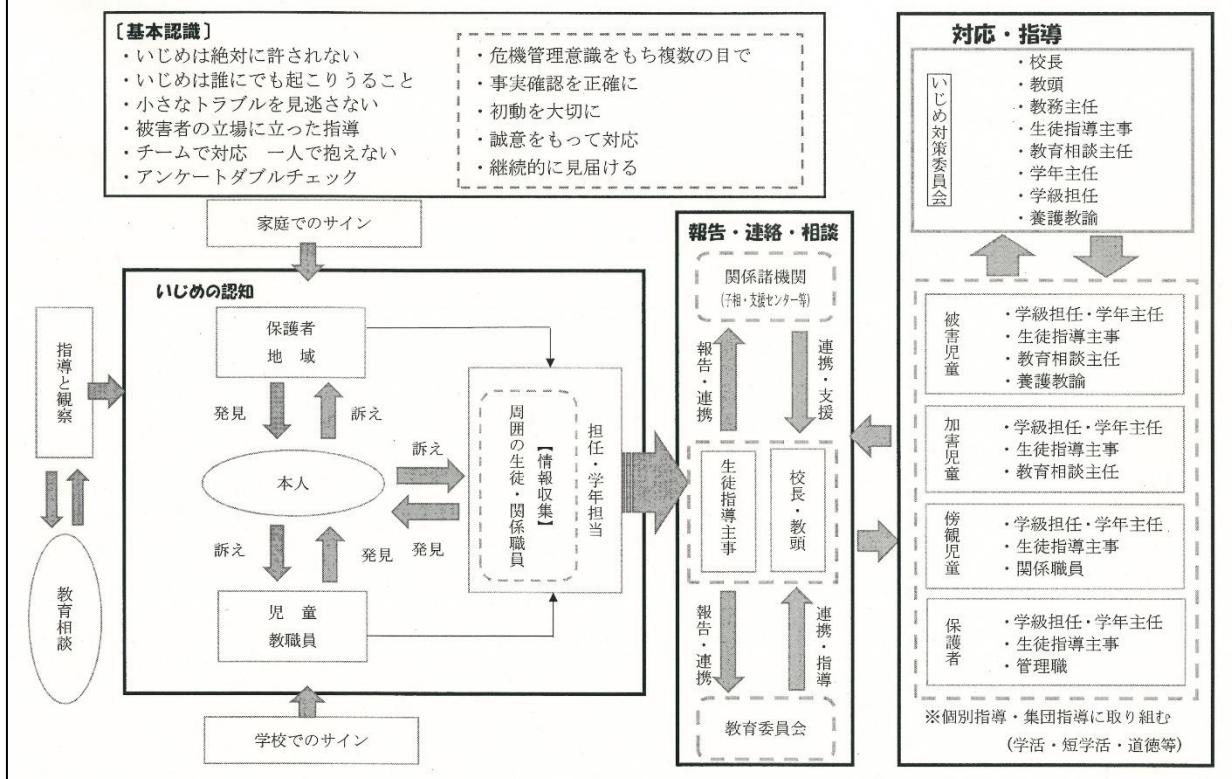
(2) 保護者や関係機関への報告と説明

- ア. いじめの被害者になったと思われる児童の保護者には速やかに連絡し、現在学校がつかんでいる情報や今後の対応について説明し、家庭と連携して児童を見守る体制をつくるとともに、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意しながら、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組みを行う。
- イ. いじめに係る情報提供を行った児童の保護者にも連絡し、情報提供者を守ることや情報提供を受けた事案について適切に対応していくことを伝える。
- ウ. いじめに関する事実が認められた場合、いじめた児童の保護者と連携して、自身の行動を振り返らせながら、いじめは許されない行為であることを自覚させるとともに、自らの行為について反省を促す指導を行う。
- エ. いじめを認知した場合は、いじめの内容とともに学校の対応について教育委員会に報告する。また、ネット上で不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、状況に応じて警察等に協力を求め、直ちに削除する等の措置をとる。
- オ. いじめを認知した場合は、いじめの内容とともに学校の対応について必要に応じて個人情報を配慮したうえで、PTA会長や学校運営協議会会長に現在の状況やその後の学校の対応について報告し、連携して対応する。

(3) 解決に向けた児童への支援体制の構築

- ア. いじめられた児童、いじめた児童、いじめを目撃していた児童から速やかにかつ丁寧に事実確認や情報収集を行う。
- イ. いじめられた児童の安心・安全を最優先に対応し、その児童にとって最も信頼できる人が寄り添い支援できる体制をつくり、不安を取り除く。また、全てを学校だけで対応しようとするのではなく、状況に応じて医療やカウンセリング等の専門機関とも連携して支援する。
- ウ. いじめた児童に対しては、組織的に連携していじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、いじめた児童には、なぜいじめが起こってしまったのかを考えさせるとともに「いじめは許されない」ことを自覚させる。さらに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を深く反省し、謝罪できるような指導に努める。そして、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童の継続的な指導・支援にあたる。

南小学校 いじめ対応マニュアル



(4) いじめの重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

①いじめの重大事態の定義

- ・法第28条のとおり定義する。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年

間30日を目安とする。ただし、児童がいじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その申立てを重視し、速やかにかつ丁寧に調査を行うものとする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実と向き合い、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止を図ることを目指すものである。

②学校の対応

学校は、いじめの重大事態が発生したと判断した場合、または、いじめの重大事態につながる恐れがあると判断した場合は、教育委員会を通じて市長に報告するとともに、高山市児童等の重大事態調査委員会や教育委員会等と連携し、事案の調査・検証を行う。

ア. 事案に関わる調査、検証

総合教育会議により、調査の主体が「学校いじめ未然防止・対策委員会」(学校)と判断された場合、「学校いじめ未然防止・対策委員会」に高山市児童等の重大事態調査委員会委員のうち若干名を第三者委員として加え、教育委員会や有識者等の関係機関が関わり調査・検証を行う。重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ、どこで、誰から行われ、どの様な内容であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係について、また、学校職員がどの様に対応したのかについて、可能な限り明らかにする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかにかつ丁寧に調査する。

イ. 調査結果と再発防止策の報告

調査結果については、教育委員会を通じ総合教育会議で報告するとともに、高山市個人情報保護条例にも留意し、いじめを受けた児童及びその保護者に対しても、適切に情報を提供する。また、重大事態に至った経緯やその際の対応に関わる客観的な事実関係とともに、再発防止策についても報告する。

ウ. 児童生徒へのサポート

長期欠席等を余儀なくされている児童生徒に対しては、必要に応じて、スクールカウンセラーをはじめとする外部機関と連携をとりつつ、心身の安定を図るとともに、学習面に対する補償を実施し、不安の払拭に努める。

エ. 進学先等への引継ぎと見守りの徹底

児童の進学先においては、卒業をもっていじめの重大事態の解決とせず、継続して見守ることが重要である。進学先にもいじめ事案について、確実な引継ぎを実施し、小学校から中学校へ、そしてさらに進学・就職先へと一貫した連携が図られるよう情報を確実に伝える。

③当事者へのケア(見守り)

いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保を最優先に行う。その場合、必要に応じて、いじめた児童を別室に置いて指導したり、出席停止制度を活用したりする方法も考えられる。児童の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教育相談担当による相談、医療機関や外部専門家による支援等の必要な措置を講ずる。

場合によっては、いじめられた側、いじめた側の両者のカウンセリングを行い、再発防止につなげる。

また、いじめを見たり、聞いたりしていた周りの児童生徒には、無関心や見て見ぬふりがいじめを助長する可能性があることに触れ、気になることは周りの大人に相談することを指導し、いじめを許さない姿勢について指導する。

いじめ問題は、謝罪をもって解決とするのではなく、いじめが行われていない状態が、相当期間(3ヶ月を目安)続くまでは、家庭と連携をとりながら、当該児童への見守りを注意深く継続する必要がある。また、その後についても折をみて当該児童と会話をするなどして見守り、再発防止に努める。

5 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。(※学校運営協議会と兼ねる)

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、

学年主任、担任、(教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター)

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会、スクールカウンセラー、主任児童委員

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none">・育友会総会等で「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)、「いじめ対応マニュアル」説明・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等)・高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有・マイサポーター(キラキラサポーター)を児童が選ぶアンケートの実施	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none">・心のアンケート、教育相談の実施・心のアンケートの集計をもとにした研修・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(外部専門家も含む)・「学校運営協議会」において説明 <p>※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施</p>	
6月	<ul style="list-style-type: none">・ハイパーQUの実施	
7月	<ul style="list-style-type: none">・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	

	・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・4年生児童・保護者向け情報モラル教育の実施	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（4月からの取組の評価）	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有 ・Webページ等による取組経過等の報告	
10月	・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校評議員会	
11月	・心のアンケート、睡眠調査の実施、教育相談の実施 ・心のアンケートの集計をもとにした研修 ・ハイパーQUの実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組）	
12月	・「ひびきあいの日」（児童会のいじめ防止対策の発表） ・「学校評価アンケート」（次年度に向けて） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流）	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・心のアンケート、睡眠調査の実施、教育相談の実施 ・心のアンケートの集計をもとにした研修 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
2月	・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・「学校運営協議会」での説明	
3月	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（次年度への引き継ぎ）	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関するこ
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関するこ

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。
- ※学年や学級において個別にとったアンケートについても保存すること。